

**改正**

平成22年6月23日教委告示第3号

平成24年11月27日教委告示第4号

平成27年12月28日教委告示第4号

平成31年3月14日教委告示第2号

令和2年1月31日教委告示第1号

令和3年3月3日教委告示第2号

滑川町就学援助費支給要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第3項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に就学援助費（以下「援助費」という。）を支給し、義務教育の円滑な遂行に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 学校教育法第18条に規定する学齢児童をいう。
- (2) 生徒 学校教育法第18条に規定する学齢生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する者をいう。
- (4) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する者をいう。
- (5) 準要保護者 世帯全員の収入額（給与所得以外の者については所得額）の合計が生活保護基準の1.3倍以下の者又は要保護者に準ずると町長が認めた者をいう。

(支給対象者)

**第3条** 援助費を受けることが出来る保護者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 滑川町に住所を有し、滑川町立の小学校に就学する児童及び中学校に就学する生徒のいる要保護者並びに準要保護者
- (2) 学校教育法施行令（昭和28年政令380号）第9条に規定する区域外就学の児童生徒うち準要保護者並びに要保護者の場合にあつては、関係市町村教育委員会と協議し、その結果をもって就学援助の対象者とする。

(援助費の内容)

**第4条** 就学援助費の内訳は、別表のとおりとする。

(支給申請)

**第5条** 援助費の支給を受けようとする者は、就学援助支給申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(支給決定等)

**第6条** 町長は、前条の規定により申請があったときは、遅延なく内容を審査し、援助費の支給の適否を決定するものとする。この場合において、町長は、当該申請に係る児童又は生徒が在学する学校長に対し、意見を求めるものとする。

2 町長は、前項規定により決定したときは、就学援助費支給決定・却下通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、申請者に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(支給等)

**第7条** 町長は、前条第1項の規定により支給の決定をした場合は、速やかに当該決定者に対し、就学援助費を支給するものとする。

(報告事項)

**第8条** 前条第1項の規定により就学援助費の支給を受けた者(以下「受給者」という。)は、提出した申請書の内容に変更が生じたとき、又は援助費の受給を辞退するときは、遅滞なく町長に報告しなければならない。

(認定の取消し)

**第9条** 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第6条第1項の規定による支給の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 偽り、その他不正の手段により援助費の支給を受けたとき。
- (3) 保護者が援助費を就学の目的以外に使用したとき。
- (4) 支給対象者が転出したとき。

(援助費の返還)

**第10条** 町長は、援助費の受給該当者が次の各号のいずれかに該当したときは、すでに支給されている援助費の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 支給した援助費の内容に変更があったとき。
- (2) 前条の規定により決定が取り消されたとき。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

**附 則** (平成22年6月23日教委告示第3号)

この告示は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

**附 則** (平成24年11月27日教委告示第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日より適用する。

**附 則** (平成27年12月28日教委告示第4号)

この告示は、平成28年1月1日より施行する。

**附 則** (平成31年3月14日教委告示第2号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の告示に基づき、平成の元号又はその略号を用いて作成されている様式用の紙は、当分の間、必要な訂正をして使用することができる。

**附 則** (令和2年1月31日教委告示第1号)

この告示は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

**附 則** (令和3年3月3日教委告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

**別表** (第4条関係)

就学援助の内訳

要保護者		準要保護	費目
保護を受けていない要保	被保護者		
	教扶除く その他受給者	教育扶助受給者	

○	○	×	○	学用品費
○	○	×	○	通学用品費（第1学年を除く）
○	×	×	○	新入学用品費（新たに1学年に入学した場合）
○	○	×	○	宿泊を伴う校外活動費
○	○	×	○	宿泊を伴わない校外活動費
○	○	×	○	体育実技用具費
○	○	○	○	修学旅行費
○	○	×	○	学校給食費
○	○	○	○	日本スポーツ振興センター掛金
○	○	×	○	クラブ活動費（学校が一律に部費として徴収するもの）
○	○	×	○	生徒会費
○	○	×	○	P T A会費
○	○	×	○	卒業アルバム代
○	○	×	○	オンライン学習通信費

様式第1号 (第5条関係)  
 様式第1号 (第5条関係)

年度就学援助費受給申請書

年 月 日

(あて先)  
 滑川町長

次のとおり相違ないので、就学援助費受給を申請します。  
 なお、世帯全員の所得額を課税台帳等で確認されることを承諾します。  
 また、認定された場合は、下記の預金口座へ振り込み願います。

↓ 4月の学年を記入

保 護 者	住所	児 童 生 徒	滑川町立	学校	学 年	性 別
	氏名		民 営		年	
	印					
電話						

**世帯構成** 生計を共にする者全員を記入。単身赴任者等で生計を共にする者は、同居有無にかかわらず記入  
該当児童生徒も世帯構成に記入してください。

	氏 名	続 柄	生 年 月 日	性別	職業・学校・学年	マイナンバー
1		保護者本人				
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

**援助を必要とする理由**

**預金口座届 (必ず記入してください)**

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店	預金種類	1 普通	2 当座
フリガナ	-----		口座番号		
申請者の口座名義	-----				

教 委 受 付 日	認 定 年 月 日
年 月 日	年 月 日

就学援助費支給決定・却下通知書

年 月 日

学校名・学年

児童生徒名

保護者名

滑川町長



年 月 日付けで申請のあった就学援助費の支給については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 支給決定

費 目	金 額 (年 額)	備 考
学用品費	円	
通学用品費	円	
新入学用品費	円	
宿泊を伴う校外活動費	円	
宿泊を伴わない校外活動費	円	
体育実技用具費	円	
修学旅行費	円	
学校給食費	円	
日本スポーツ振興センター 掛金	円	
クラブ活動費	円	
生徒会費	円	
P T A会費	円	
卒業アルバム代	円	
オンライン学習通信費	円	

(教示)

※実費支払分の支給については、実施・購入後に参加・購入されたことを確認してからの支給になります。

またP T A会費は家庭数での支給となります。

※クラブ活動費は、学校資料・提出された領収書をもって支給します。

2 却 下 (理由)